

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	六五	○土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった件	六六
○県営土地改良事業計画を変更した件	六六	○一般競争入札を行う件	六六
○福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件	六六	○福島県教育委員会 福島県公安委員会	六六
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	六七	○警備員指導教育責任者講習を実施する件	六七
○毒物及び劇物取締法の規定により毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者の業務の停止を命じた件	六七	○警備員検定合格者審査を実施する件	六七
○種畜証明書の交付について通報があった件	六八	○福島県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則	六八
		○福島県公安委員会	六八
		○警備員指導教育責任者講習を実施する件	六七
		○警備員検定合格者審査を実施する件	六七
		○公示による通知を行う件	六八
		正 誤	六八
		○平成十八年五月二十六日付け定例第七百七十五号中	六八
		○平成十九年四月十七日付け定例第八百六十七号中	六八

告 示

福島県告示第六百五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規

模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成十九年九月二十五日から平成二十年一月二十五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び国見町産業振興課産業振興グループに備え置いて縦覧に供する。
平成十九年九月二十五日
福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハシドラッグ国見店 国見町大字藤田字中沢四一番地ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ハシドラッグ
代表者の氏名 代表取締役 橋浦 龍典
住所 福島市笹谷字片目清水十一番地の三
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ハシドラッグ
代表者の氏名 代表取締役 橋浦 龍典
住所 福島市笹谷字片目清水十一番地の三
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年五月十五日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千三百九十二平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 九十七台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 十八台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 百平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 七立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一) 開店時刻 午前九時三十分(ただし、年間十日間にあつては、午前七時)

(二) 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時から午後九時三十分まで（ただし、年間十日間にあつては、午前六時三十分から午後九時三十分まで）

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時三十分まで

七 届出年月日

平成十九年九月十四日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第六百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、会津北部地区に係る県営基幹水利施設補修事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成十九年九月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年九月二十六日から

同 年十月十五日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

喜多方市役所、耶麻郡北塩原村役場及び河沼郡会津坂下町役場

（農村整備領域農村計画グループ）

福島県告示第六百六十号

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百四十五条第一項及び第二百六十四条第一項の規定により、平成二十年度及び平成二十一年度において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を次のとおり定める。
平成十九年九月二十五日

平成十九年九月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

第一 競争入札に参加することができない者

次の一から八までのいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、

競争入札に参加することができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

二 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後二年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

1 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり当該職員職務の執行を妨げた者

5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

6 1から5までのいずれかに該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

三 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

四 工事若しくは製造の請負の契約又は物品の買入れその他の契約に關して保証をした者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から二年を経過していない者

五 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）の審査に關する申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者

六 県税を滞納している者

七 消費税又は地方消費税を滞納している者

八 審査基準日（知事が定める資格の審査の基準となる日をいう。）の属する営業年度の前営業年度において業としての物品の販売又は修繕の実績のない者

第二 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、知事に資格の審査を申請し、申請日の直前二年の各営業年度における業としての物品の販売又は修繕の実績及び主要な取扱品目について製造業、販売業又は修繕業の区分に応じ審査を受け、資格を有する者（以下「入札参加有資格者」という。）として認定された者とする。

第三 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に申請日の直前一年の各営業年度の財務諸表その他知事が定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第四 資格の審査の申請の時期

一 定例申請受付

申請は、平成十九年十月一日から同月三十一日まで受け付ける。

二 随時申請受付

申請は、平成二十年四月一日から随時に受け付ける。

第五 申請書の提出先

申請書は、福島県出納局総務管理グループ又は福島県地方振興局出納室に提出すること。

第六 申請書の用紙等の入手方法

申請書及び所定の添付書類の用紙等の入手方法は、福島県出納局総務管理グループ（郵便番号九六〇―八六七〇）福島県福島市杉妻町二番十六号 電話〇二四―五二一―七五六二）、福島県中地方振興局出納室（郵便番号九六三―八五四〇）福島県郡山市麓山一丁目一番一 電話〇二四―九三五―一四七二）、福島県南地方振興局出納室（郵便番号九六一―〇九七一）福島県白河市昭和町二百六十九番地 電話〇二四八―二三一―六五四四）、福島県会津地方振興局出納室（郵便番号九六五―八五〇）福島県会津若松市追手町七番五号 電話〇二四二―二九一―五四七二）、福島県南会津地方振興局出納室（郵便番号九六七―〇〇〇四）福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四千二百七十七番地一 電話〇二四一―六二一―五三五二）、福島県相双地方振興局出納室（郵便番号九七五―〇〇三一）福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 電話〇二四四―二六―一三〇二）又は福島県いわき市平字梅本十五番地 電話〇二四六―二四―一六〇四 九七〇―一八〇二六）福島県いわき市平字梅本十五番地 電話〇二四六―二四―一六〇四（三）に問い合わせること。

第七 申請書等の作成に用いる言語等

一 申請書及び申請日の直前一年の各営業年度の財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の添付書類で外国語で記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

二 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算して、記載すること。

第八 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第九 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿への登録

第二による審査の結果に基づき、入札参加有資格者として認定された者については、別表の営業種目ごとにその氏名又は名称その他必要な事項を物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録するものとする。

第十 資格の有効期間

一 定例申請受付
資格の有効期間は、平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までとする。

二 随時申請受付

資格の有効期間は、当該資格が認定された日から平成二十二年三月三十一日までとする。

第十一 変更の届出

入札参加有資格者は、次の事項について変更があったときは、速やかに、その内容を

を所定の用紙により届け出なければならない。

一 商号又は名称

二 代表者の氏名

三 住所又は所在地

四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項

第十二 資格の取消し

入札参加有資格者が第一の一から五までのいずれかに該当するに至ったときは、資格を取り消すことがある。

第十三 資格の有効期間の更新手続

資格の有効期間の更新をしようとする者は、平成二十一年度中に資格等について告示する予定であるので、その告示に基づき申請書を提出すること。

第十四 この告示に関する問い合わせ先

福島県出納局総務管理グループ（郵便番号九六〇―八六七〇）福島県福島市杉妻町二番十六号 電話〇二四―五二一―七五六二）

別表

営業種目

- 印刷製本類 文房具・事務機器類 コンピュータ類 印章類 用紙類 医療・福祉機器類
- 医薬品・衛生材料類 写真用品類 理化学機器類 電気・通信機器類 車両・船舶類（二輪車を含む。）
- 建設機器類 農畜林産機器類 水産機器類 工作機器類
- 自動販売機・発券機類 燃料・油脂類 衣料・寝具類 日用雑貨類 百貨 食料品類
- 農林水産資材類 建材・資材類（工事に係る建材・資材を除く。）
- 楽器・音楽用品類 美術・工芸品類 運動用品類 書籍 時計・貴金属類 車両・船舶部品類
- 消防資材器具類 靴・かばん類 教育用機器・機材類 業務用厨房機器類 冷暖房衛生器具類 動物 警察用機器類 家具・木工具・室内装飾品類 看板・標識類 自動車修繕
- その他の修繕

（出納局総務管理グループ）

公 告

公告第五百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年九月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成十九年九月七日

二 名称

特定非営利活動法人全国テコンドー道場協議会

- 三 代表者の氏名
武田 正博
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市永井川字壇ノ腰十九番地の一 サンシードビル二階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、青少年や社会人に対し、日本古来から伝承されてきた空手道、柔術、居合道、テコンドー、ボクシング、キックボクシングによる武道や格闘技の素晴らしさを伝え礼節を修め、健全なる身体と精神の育成を目指す事業を行い、スポーツとしての総合武道で培った心技体を生かし社会に貢献できる人材の育成と、不登校、認知障害等を持つ人達が動物と接するアニマルセラピーによる情操教育によって社会に貢献できる人材の育成に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第五百三十九号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第十九条第四項の規定により、次のとおり毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者の業務の停止を命じた。
平成十九年九月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 名称 株式会社ダイユーエイト
- 二 代表者名 浅倉 俊一
- 三 主たる事務所の所在地 福島市太平寺字堰ノ上五十八
- 四 店舗
 - 1 ダイユーエイト八島田店資材館（福島市八島田字勝口六十三）
 - 2 ダイユーエイト福島黒岩店（福島市黒岩字浅井七十七ー一）
 - 3 ダイユーエイト本宮店（本宮市荒井字久保田百三十二ー一）
 - 4 ダイユーエイト船引店（田村市船引町船引字小沢川代八十八）
 - 5 ダイユーエイト西若松店（会津若松市門田町大字飯寺字村西六百四十九ー一）
 - 6 ダイユーエイト塩川店（喜多方市塩川町小府根曾谷田一）
 - 7 ダイユーエイト小高店（南相馬市小高区大井字深井二十一）
- 五 業務の停止期間 平成十九年九月十四日から同年十月十三日までの間
- 六 業務の停止を命ずる範囲 業務の全部

(健康衛生領域業務グループ)

公告第五百四十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九十九号）第八条第一項に規定する種畜証明書の交付について、農林水産大臣から次のとおり通報があった。
平成十九年九月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

種畜証明書の番号	家畜の種類	品種	名前	産地	血統		飼養者
					母	父	
平一九 福島県 第四第一号	牛	黒毛和種	勝敏波	宮城県	茂勝	いわき市遠野町入遠野字中野二五番	農業生産法人(有)いわき遠野牧場
平一九 福島県 第四第二号	同	同	勝寿波	同	茂勝 くりげ	同	同

(生産流通領域畜産振興グループ)

公告第五百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条で準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった。
平成十九年九月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区連合の名称
会津南部土地改良区連合
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 小林 和洋 会津若松市北会津町天満三〇七九番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第五百四十二号

取水放流設備保守点検業務（田島ダム管理）の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十三年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。
平成十九年九月二十五日

福島県南会津建設事務所長 大内文男

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 取水放流設備保守点検業務委託（田島ダム管理） 一式

2 履行場所 南会津郡南会津町高野地内

3 業務の様相等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約の日から平成二十年三月二十一日まで

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に、福島県から指名停止を受けていない者であつて、かつ、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成十九年三月三十日付け十八財第六千三百四十二号総務部長依命通達）第二条第一項、第三条第一項から第三項まで及び第六条に規定する参加資格制限を受けていない者であること。

3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することにより支障がないと認められる者であること。

4 過去十年間に元請（共同企業体の場合は、代表構成員に限る。また、受注工事は、国、都道府県、政令指定都市、市町村及び公団公社等の特殊法人（法律により直接設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受ける特殊法人又は地方公共団体が出資している公社をいう。）発注のものに限る。5についても同じ。）としてダムの取水放流設備の工事又は保守点検委託の経験がある者であること。

5 過去十年間に元請でダムの取水放流設備の工事又は保守点検委託の経験がある主任技術者を保守点検時に配置できる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から5までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

1 提出期間 平成十九年九月二十五日（火）から同年十月九日（火）まで（土曜日、日曜日及び同月八日（月）を除く。）の午前九時から午後五時まで

2 提出場所 郵便番号九六七〇〇〇四

福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地の一

福島県南会津建設事務所総務部総務グループ

電話番号〇二四一一六二一五三〇八

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成十九年十月九日（火）午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県南会津建設事務所総務部総務グループ（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地の一）

2 入札及び開札の日時 平成十九年十月十九日（金）午前九時三十分

3 入札及び開札の場所 福島県南会津合同庁舎三階会議室（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地の一）

4 その他 郵便による入札は不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納入しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日までの間において、提出した書類に關し、福島県南会津建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格の無い者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（南会津建設事務所総務部）

福島県教育委員会

福島県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年九月二十五日

福島県教育委員会規則第十四号

福島県教育委員会

福島県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立美術館条例施行規則（昭和五十九年福島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「年間観覧券を交付した日から最初に到来する三月三十一日（あじ）を「年間観覧券の交付の日から起算して一年」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。
（生涯学習領域施設運営グループ）

福島県公安委員会

福島県公安委員会公告第11号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定により、警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。
平成19年9月25日

福島県公安委員長 松 本 忠 清

1 講習の区分、期間及び日時並びに場所

(1) 区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）に係る講習

(2) 期間及び日時

ア 期間 2日間

イ 日時 平成19年10月29日（月）から同月30日（火）までの午前9時から午後5時まで

(3) 場所

福島県青少年会館（福島県福島市黒岩字田部屋53番5）

電話024-546-8311

2 受講定員

30名

3 受講対象者

平成17年11月21日現在において、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）の交付を受けている者

なお、旧資格者証は、平成19年11月21日に失効することとなるので、注意すること。

4 受講申込手続等

(1) 受講申込手続

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、福島県内の各警察署に備え付けの受講申込書に必要事項を記入し、写真（6か月以内に撮影した無帽、無背景の正面の顔写真で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1葉をはり付け、旧資格者証の写しを添えて、住所地を管轄する警察署（福島県外に住所を有する者にあつては、福島県内の最寄りの警察署。以下同じ。）に提出すること。なお、郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(2) 受講申込みの受付期間

平成19年10月4日（木）から同月5日（金）までの午前9時から午後5時まで
なお、講習は受講申込みの先着順に受講者を決定し、受講者の数が定員に達したときは、その後の申込みについては、受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

(3) 講習内容及び修了検査

講習は、身辺警備業務の専門的な知識及び技能に関することについて、10時間限行うものとし、講習の最終日に修了検査（五枝択一式問題が14問で、試験時間が35分間のもの）を実施する。

(4) 受講手数料

ア 金額 10,000円

イ 納付方法

福島県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、返還しない。

(5) その他

ア 受講者は、講習初日の午前8時30分までに1の(3)に掲げる場所に集合し、受付を済ませること。
イ 受講に際しては、筆記具を持参すること。

5 講習の委託先
杜団法人福島県警備業協会（福島県福島市中町4番20号 みんゆうビル401号）
電話024-523-4911

6 講習についての問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部生活安全企企画課
電話024-522-2151 内線3026又は3027

（生活安全企企画課）

福島県公安委員会公告第12号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検

平成十九年九月二十五日

福島県収用委員会
会長 渡邊 健 壽

- 一 種類の名称
裁決申請及び明渡裁決申立てに係る審理の期日及び場所を記載した平成十九年九月十八日付けの通知書
- 二 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住所
矢内 三郎	不明 昭和五十七年十一月五日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 静岡県伊東市竹の内二丁目三番六〇号)

- 三 その他
前記通知書を受領しないときは、平成十九年十月十六日をもって送達があったものとみなされます。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十八年五月二十六日付け定例第七百七十五号中

二九八	上	一八	字前ヶ岳	字前ヶ岳
	下	五	字前ヶ岳	字前ヶ岳

○平成十九年四月十七日付け定例第八百六十七号中

三〇六	下	後ろか ら一一	白河市・須賀川市・岩瀬郡天栄村(以上二市一村国有林。次の図に示す部分に限る。)、須賀川市(次の図に示す部分に限る。)	白河市・須賀川市・岩瀬郡天栄村(以上二市一村国有林。次の図に示す部分に限る。)
	下	後ろか ら四	須賀川市・岩瀬郡天栄村(以上一市一村国有林。次の図に示す部分に限る。)	白河市・須賀川市・岩瀬郡天栄村(以上二市一村国有林。次の図に示す部分に限る。)

三〇七	上	六	白河市・須賀川市・岩瀬郡天栄村・西白河郡西郷村(以上二市二村国有林。次の図に示す部分に限る。)、須賀川市(次の図に示す部分に限る。)	白河市・須賀川市・岩瀬郡天栄村・西白河郡西郷村(以上二市二村国有林。次の図に示す部分に限る。)
-----	---	---	--	---